

先行事例調査結果報告

1 先行事例調査の結果 阿久根市本之牟礼集落-1

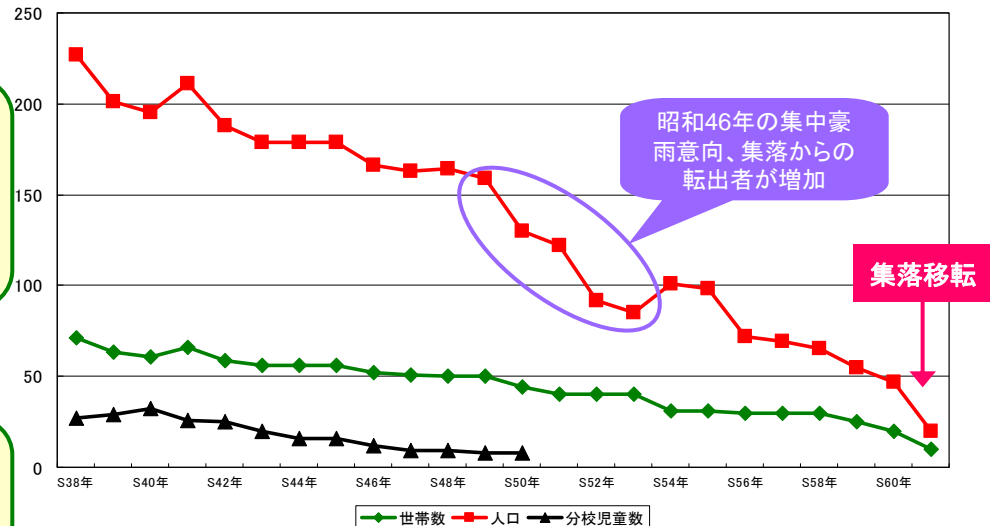
◇調査日：平成21年11月17日

■集落概況

- 市の中心から道路距離で約10km、南東へ自動車です25分ほど行った山間部に位置し、逆T字型の道路に沿って散在する農業集落
- 南北に約1km、東西に約0.8kmの広がりを持ち、地形的に大規模な農業は困難な地域
- 農業中心で炭焼きも行っていましたが、現金収入を得るための出稼ぎも多かった
- 減反政策と鳥獣被害により田畑が作れなくなって転出者が増え、高度経済成長により若年層が流出

■世帯数・人口・分校児童数推移

1963(昭和38)年 → 71世帯、人口227人、児童27人
1973(昭和48)年 → 50世帯、人口164人、児童9人
1983(昭和58)年 → 30世帯、人口65人、児童0人
1989(平成元)年 → 10世帯、人口20名、児童0人
* 分校は1970(昭和50)年廃校



図：本之牟礼集落の世帯数・人口・分校児童数の推移

■特筆事項

- 1971年(昭和46年)の集中豪雨の後、生活に困難をきたした崖地居住者を中心に、経済事情の許す世帯が、生活環境の良い所へ独自に移転。
- 1979年～80年(昭和54～55年)の人口増加は、原因不明

■移転前の集落の状況

- 連絡道路が狭隘で蛇行、通勤通学が不便
- 公共交通機関が無く、自家用車保有率も低い
- 医療機関等へはタクシーを利用し、経費が生活を圧迫
- 10戸は、経済的事情等により、移転できない状況
- 10戸の職業は、年金の受給と零細な農業
- 高齢化により、集落としての維持も困難な状況



大川小学校本之牟礼分校
(S50年大川小学校と統合)



本之牟礼集落の集会所の
跡地は現在何もない

1 先行事例調査の結果 阿久根市本之牟礼集落-2

■集落移転の流れ

●集落の現状

- 住民は、現在以上の高齢化の進展は、集落の自治機能が果たせず集落の維持運営が困難と感じ、将来に向かって悲観的な観測



●住民からの移転陳情と行政協議

- 集落住民が、地区出身の市議会議員に集落維持の困難を相談
- 議員は住民の移転意向を市に伝達
- 市は集落移転の希望がある旨を県にも伝え協議を開始
- 市として集落移転を決定

→ 集落移転には行政の決断が必要



●適用事業の決定と地元協議

- 市は過疎地域振興の中の補助事業制度を集落に紹介し、集落内部の協議、市と集落の協議をそれぞれ十数回開催
- 市が提示した、生活環境の改善と過疎化防止のために、過疎地域振興事業としての集落移転事業を実施を、集落全員で意思決定

→集落移転は5戸以上、相当戸数の移転が必要



●事業開始と移転先選定

- 市の事業としての集落移転事業開始
- 市は移転先を3箇所提示するが、集落は受けいれず

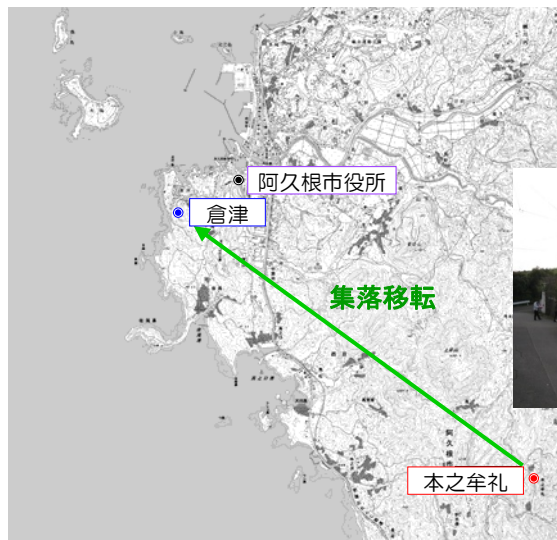
→住民が納得できる移転先の選定が必要



●移転先開始

- 住民は4箇所目の候補地に移転先を決定
- 土地・建物取得費は移転者負担(借入金利子は市が補助)

→移転費用の住民負担分について十分な検討が必要



移転先の倉津地区

■倉津地区(移転先)の概要

- 市中心部より西に約1km
- 市が公営住宅用地として土地開発公社により先行取得
- 公社で造成後、市が購入。インフラは造成の段階で整備済

■事業進行の経過

- 1985年度(昭和60年)5月、議員により住民の意向を市に伝達
- 1985年度(昭和60年)市が地元、県と協議開始
- 1985年度(昭和60年)市長決済により集落移転の方針決定
- 1986年度(昭和61年)地元の意思確認
- 1986年度(昭和61年)過疎計画の変更決定、県の方針決定
- 1987年度(昭和62年)移転先候補3か所提示、不調
- 1987年度(昭和62年)倉津地区に移転先決定
- 1988年度(昭和63年)移転先の開発行為、林地開発の許可申請
- 1988年度(昭和63年)8月、移転先の造成工事着手
- 1989年度(平成元年)6月、移転開始

1 先行事例調査の結果 阿久根市本之牟礼集落-3

■集落移転に活用された制度

過疎地域集落再編整備事業

●事業目的

・**過疎地域において**、人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及びその基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に**孤立散在する住居を、基幹集落等に移転**すること、及び地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること、並びに漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって、**集落の再編整備を図る**。

●採択要件

- (1) 次のいずれかの条件を満たす集落であること
 - ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること
 - ② 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること
 - ③ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと
- (2) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること
- (3) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること
- (4) 移転戸数のうち、担当の戸数が移転先地において団地を形成すること

●助成対象

過疎関係市町村

●所管省庁

総務省自治行政局過疎対策室



■阿久根市が過疎地域集落再編整備事業に基づき制定した制度

阿久根市過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱

●補助内容概要

- (1) 移転の円滑化に要する費用(移転及び離農の円滑化)
 - ① 生活補償を必要とする住居移転者が市内にとどまる場合
1戸当たり2,004千円以内
 - ② 生活補償を必要としない住居移転者が市内にとどまる場合
1戸当たり660千円以内
- (2) 移転先住宅建設等補助
市が定めた団地での住宅の建設又は購入資金の借入金利子
限度額2,340千円(住宅1,840千円以内、土地500千円以内)
限度額を超えた場合の加算あり
- (3) 土地の貸付
市が定めた団地で、用地を借りて居住することも可

1 先行事例調査の結果 阿久根市本之牟礼集落-4

■ 集落移転による集落管理(経過と現状)

- ①集会所等の共同財産の管理方法・権利関係・管理方法
共同財産は移転せず住民が管理
分校跡は、市の普通財産として陶芸家に貸して活用
集会所は市が解体
- ②家屋・田畑等の私有財産の現状
家屋・田畑等の私有財産は、元の所有者が所有・管理
固定資産税と相続税が発生、譲渡や戻って住むことも可能
離農前提の移転のため、田畑には杉・檜等を市が植林
- ③墓、神社仏閣等の集落住民が利用する半公的施設の移転
墓の移転は個人負担
寺は移転先の寺が同じ檀家であったので、問題は生じず
- ④移転先の道路、水道、電気等のインフラの状況
市の土地開発公社が造成し、公園及び生活排水処理施設は造成の段階で整備済
し尿処理は、各家庭での汲み取り方式又は簡易水洗方式
電気等のインフラも整備済みで、活用した事業はない
インフラ整備に対する個人負担はなし
- ⑤移転後の祭事、伝統文化の継承
花見を兼ねた馬頭観音の3月10日祭りだけを元集落で開催
参加者は本之牟礼集落出身者のみ
馬頭観音は定期的に集落移転者が整備
- ⑥移転後の地域コミュニティの再構築方法
移転と同時に倉津地区のコミュニティに加入
- ⑦移転前と移転後の他出者の帰省とUターンの状況の違い
他出者の本之牟礼会という集まりで、月1度の懇親会や忘年会を開催しているが、倉津地区への移転者は参加せず

⑧その他

集落に残る「本之牟礼配水池」と「浄水場」は、下流域居住者のため、市が維持管理を実施
そのため、本之牟礼集落では道路・電気設備等のインフラが維持され利用可能



植林された畑



移転後も出身者により手入れがされている馬頭観音



風呂釜のみが残された家屋跡

■ 調査から学ぶこと

- ①集落出身者が集まれる場所の整備
慣れない土地で集まり励ましあえるような、集落出身者のための施設の整備が必要
- ②集落住民の意向を反映した移転先の選定
行政は集落住民の意向を反映した慎重な移転先の選定が必要
- ③「過疎地域集落再編整備事業」活用に向けた体制の整備
集落移転に適用される総務省の「過疎地域集落再編整備事業」の活用に向けた、集落住民の合意形成と、市町村と県との協力体制の構築
- ④集落側から集落移転の意思表示を可能とする体制確立
集落移転事業実施のためには、集落側から行政への要請が必要であり、寄合い等の話し合いの場において集落住民が集落移転の意志決定を行える十分な情報提供や支援体制の構築が必要

2 先行事例調査の結果 西都市寒川集落-1

◇調査日：平成21年11月24日

■集落概況

- 市街地から西に約21km、三財川上流の標高200～300mの山間部に位置し、近接集落もなく深い谷を挟んだ南斜面に住居が点在
- 集落へのアクセス道路は急なつづら折りで、車が1台のみ通行可能
- 林業を生業とし、往時には林業に従事するために、四国や大分などから家族ぐるみの出稼ぎも見られた集落
- 林業が不振となってからは集落外への移転が増え、集落内の小中学校も廃校となり過疎化が進行

■世帯数・人口・分校児童数推移

1965(昭和40)年 → 50世帯、人口211人

1970(昭和45)年 → 29世帯、人口 99人

1975(昭和50)年 → 24世帯、人口 61人

1980(昭和55)年 → 8世帯、人口 20名

1987(昭和62)年 → 6世帯、人口 14名

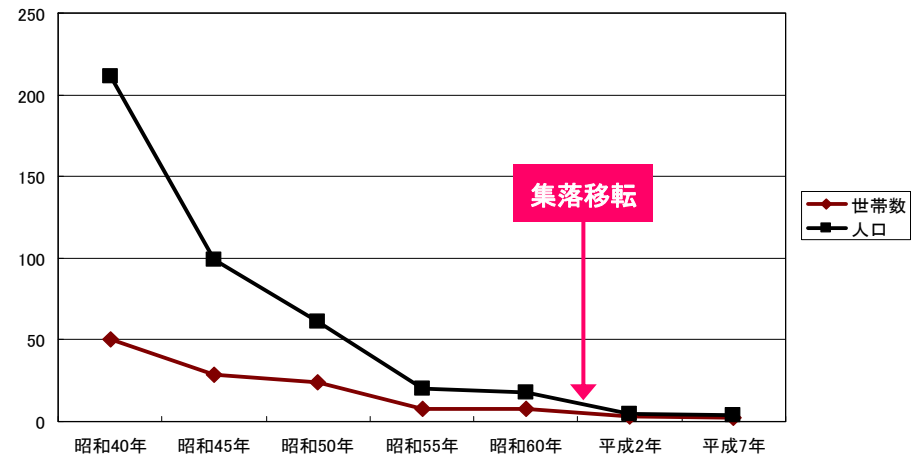
* 学校は1978(昭和53年)廃校

■特筆事項

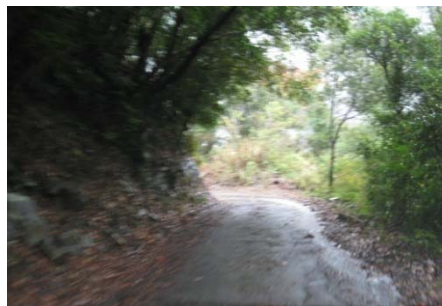
- 昭和11年に火災により村の大半が焼失し、今回の移転先である上三財福王地区へ独自に移った人も多い
- 集落移転前に「がけ地近接等危険住宅移転事業」により転居した人もいる
- 移転後も山林管理等で季節居住者が存在

■移転前の集落の状況

- 水源地の清掃と導水管の管理が困難
- 連絡道路が狭隘で蛇行、たびたび災害で不通
- 公共交通機関が無く、自家用車保有率も低い
- 医療機関・買物等へは便乗かタクシーを利用
- 6戸の収入は、年金・若干の林産物・仕送り
- 平均年齢約70歳、最年少者は59歳



図：寒川集落の世帯数・人口の推移



集落へ通じる一本道は離合が困難な幅員が数キロに及ぶ



平成18年の災害により崩れた斜面を復旧。

2 先行事例調査の結果 西都市寒川集落-2

■集落移転の流れ

●集落の現状

- 住民は、急病発生時の対応と週に1度は必要な水源地清掃が困難
- 全面賛成する人は少なかったが、寄り合いを通じて集落移転の話がまとまる

→集落をまとめるリーダーが必要



●住民からの移転陳情と適用事業の検討

- 住民が寒川集落出身の当時の市長に集落移転の陳情書を提出
- 市は陳情書を受け、「過疎地域集落再編整備事業」及び「過疎対策起債」を用いての市営住宅建設など集落移転を検討

→集落移転には住民から行政への働きかけが必要



●移転協議開始

- 集落内は、半年ぐらい毎週寄り合いで協議
- 市内部でも検討を重ね、地元との協議会も実施
- 市長は地元出身ということもあり、たびたび集落での協議会に出席



●事業決定

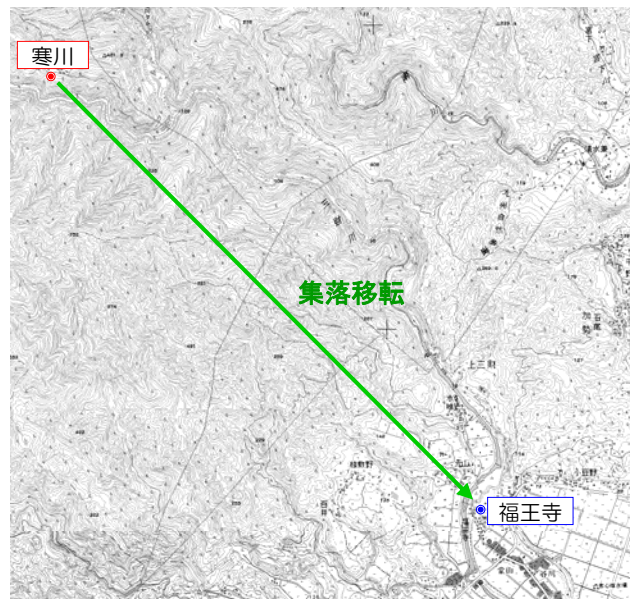
- 行政として、日常生活の不便さの克服と、災害や急病人発生時に対応し、安心した老後の生活を確保するため移転事業を決定



●移転事業開始

- 市の事業としての集落移転事業開始
- 移転先は以前から寒川からの転居者の多い上三財福王寺地区
- 農地に市営住宅を建設して、集落に残る6世帯全部が集団移転
- 移転費用は市から補助金が支給

→移転費用の住民負担分について十分な検討が必要



■上三財福王寺地区(移転先)の概要

- 寒川集落より東南に約6km、同じ水系の下流
- 県道沿いで近くには郵便局もあり、市役所支所や病院もある三財岩崎地区までバスで10分
- 住宅地としての環境は良好



移転先の福王寺地区

■事業進行の経過

- 1987年度(昭和62年)11月 寒川地区住民が集団移転陳情
- 1987年度(昭和62年)市は「過疎地域集落等整備事業補助金」、「過疎対策起債」を活用した市営住宅の建設など集団移転について検討
- 1988年度(昭和63年)4月 移転先住宅の説明会開催
- 1988年度(昭和63年)8月 過疎地域集落等整備事業補助金交付決定
- 1989年度(平成元年)3月 移転開始

■集落移転に活用された制度-1

過疎地域集落等整備事業補助金(過疎地域集落再編整備事業)

●事業目的

- 過疎地域において、人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及びその基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を、基幹集落等に移転すること、及び地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること、並びに漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって、集落の再編整備を図る。

*詳細は阿久根市本之牟礼集落を参照

過疎対策事業債

●事業目的

- 過疎地域において、その自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することをねらいにして、平成12年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法で定められている過疎地域において、地域の自主性、主体性を発揮し、自らの創意工夫によって、真に過疎地域の自立促進のために行われる事業に対して充当される地方債

●対象事業

- ① 産業の振興
- ② 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進市町村道、農林道、漁港関連道、電気・情報通信に関する設備、住民の交通の便に供するための自動車・渡船施設、地域間交流施設
- ③ 生活環境施設等厚生施設整備及び医療の確保
- ④ 教育文化施設の整備
- ⑤ 集落再編整備のための用地取得及び住宅等の整備

●助成内容

過疎債(充当率…原則100%)の元利償還に要す経費のうち、70%を交付税措置(基準財政需要額に算入)

●助成対象

過疎関係市町村

●所管省庁

総務省自治財政局財務調査

3 先行事例調査の結果 西都市寒川集落-4

■ 集落移転による集落管理(経過と現状)

①集会所等の共同財産の管理方法・権利関係・管理方法

寒川神社の敷地社屋は共同財産として移転せず、現在も集落移転者が管理
学校跡は市の普通財産だが、活用は行っていない

②家屋・田畑等の私有財産の現状

家屋・田畑等の私有財産は、移転後も元の所有者が所有
台所等の生活設備を破棄したため、家屋の固定資産税は発生せず、また譲渡も可能

③墓、神社仏閣等の集落住民が利用する半公的施設の移転

墓の移転は個人負担

④集落の道路・水道、電気等のインフラの状況

電気と電話は、事業者が維持管理
簡易水道は集落移転者が自主管理
道路は市道として市が維持管理

⑤移転先の道路・水道、電気等のインフラの状況

市営住宅として市が整備し、維持管理していたが、平成21年8月に移転者に払下げられた
市営住宅当時の家賃は12千円/月・戸

⑥移転後の祭事、伝統文化の継承

最近まで寒川神社の祭りの日に集落に行き、神主を呼びお祓いと祝詞をあげていたが、現在は1~2名のみ参加
神楽の衣装や備品は西都原考古博物館で保存

⑦移転後の地域コミュニティの再構築方法

移転と同時に上三財福王寺地区のコミュニティに加入
移転先に以前の他出者が居住しているため問題なくなじむ

⑧その他

現在、西都市は過疎地域の指定から外れており、今後の集落移転に「過疎地域集落再編整備事業」と「過疎対策起債」は適用できない



不法滞在(利用)を防ぐ
ためにあげられた畳



植林された畑



屋根が落ちてしまった家屋跡

■ 調査から学ぶこと

①移転後の集落管理体制の検討

集落移転直後に集落へ集団窃盗団が入り、高価な植木や備品を持ち出した。また、不在地主が増えるに従い、不明となる山林境界が発生している

集落移転後の私有財産の管理は、今後集落移転を検討していく際の重要な課題

②集落を取りまとめるリーダーの存在

集落内で集落移転の同意をまとめ、行政との協議を円滑に進めていくためにリーダーの存在が必要

3 先行事例調査の結果 西米良村八重集落-1

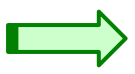
◇調査日：平成21年11月23日

■昨年度のワークショップ開催成果

●プロジェクト-1

「MADE IN そこらへん」
 ～ミツマタ・キヨシの花だらけ村～

- ・ 景観植物として白い花の咲くミツマタを植樹
- ・ 茶の実油による地域特産品開発



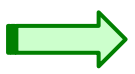
■半年後のワークショップ成果の活用状況

- ・ キヨシさん夫婦が、個人的に国道219号沿いに400本程度ミツマタを植樹し、集落全体を刺激
- ・ 3月に、皆で光男桜を中心にミツマタの植樹決定
- ・ 来年度「地域自立公民館事業」を活用して、茶の実油による地域特産品を開発

●プロジェクト-2

「八重夜桜まつり」～先ず地元→村内→村外～

- ・ 光男桜の下でお花見
- ・ 地元も村人も来訪者の楽しめるイベント開催



- ・ 消防団で、発電機とライトを用意し、一度小雨の中、花見兼バーベキューを開催

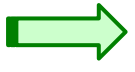
↓

- ・ 集落に花見の習慣が無く、継続は困難

●プロジェクト-3

「災害に負けない八重地区」
 ～みんなで進んでニコニコ避難(清光さんといっしょ!)～

- ・ 災害時の声かけ避難
- ・ 炊き出し訓練、避難所での食料備蓄



- ・ 次年度より、正月と夏に開催される消防団の規律訓練を隣の板谷集落と合同開催

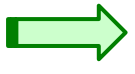
↓

- ・ 板谷集落の団員は3名なので、合併の話が出たがまとまらず

●プロジェクト-4

「我が家の猟師さんで昔の森を取り戻そう」
 ～シカ・イノシシ・サルの撲滅～

- ・ 罠免許取得
- ・ 獣害撲滅に向けて集落全体での取組



- ・ 集落でワナ免許所持者が1名増加

3 先行事例調査の結果 西米良村八重集落-2

■ワークショップ開催による集落活性化の効果

- ① 平成21年度に地域役員が若返り、運営会等で集まるたびにワークショップで議論を行ったミツマタのことが話題に上る
- ② 集落の総意として、次年度に「地域自立公民館事業」の50万円を活用しての茶の実油による地域特産品開発開始
- ③ 「集落外の人が訪れて外部の視点から様々な話をしてくれるのは、とても刺激になる。できれば、定期的に来訪して今回のような集まりに顔を出して、色々なアドバイスが欲しい」との意見が聞かれ、出席者も賛同



沿道に植えられたミツマタ
(400本を植栽済)



全員が若返った役員

■ワークショップ開催後のアフターフォローから学ぶこと

- ① 集落活性化は個人的な力によるところが大きく、魅力と行動力のあるキーパーソンを見つけ出し、ワークショップでの方向性検討や事例紹介等の支援を通じて集落活動を担う人材を育成する必要がある
- ② 小規模集落では、異なる視点や価値観を有する者と接する機会が少なく、寄合いが形骸化することもあるため、集落活性化に向けたアイデアや、新しい試みについての計画づくりを、集落外部からの介在(支援)により、定期的に行う仕組みの構築が望ましい



次年度地域特産品開発を
予定している「茶の実」